

# 令和2年度鉱石の道推進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉱石の道推進協議会補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 鉱石の道推進協議会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び鉱石の道推進協議会事務局長（以下「事務局長」という。）が別に定める添付書類を事務局長にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 交付申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第1号の2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、事務局長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 事務局長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴

力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者

2 事務局長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 第3項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに事務局長に報告するとともに、事務局長の返還命令を受けて当該金額を鉾石の道推進協議会に返還しなければならない。

(3) 補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事務若しくは事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、第1号及び第2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。

3 事務局長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 事務局長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を事務局長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(事務局長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業の内容の変更(事務局長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 事務局長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第5号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第8条 補助事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第7号)及び事務局長が別に定める添付書類を事務局長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、事務局長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、事務局長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第9号)を事務局長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 事務局長は、補助事業者が補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第4条の交付決定に係る鉱石の道推進協議会の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第10号）及び事務局長が別に定める添付書類を事務局長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 事務局長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 事務局長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 事務局長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 事務局長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第12号）により補助金を交付する。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することがある。

(交付決定の取消し)

第15条 事務局長は、補助事業者又は、間接補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 事務局長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 事務局長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 事務局長は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 事務局長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を鉱石の道推進協議会に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を鉱石の道推進協議会に納付しなければな

らない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、事務局長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 事務局長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第21条 事務局長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

2 前項に規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等にお

ける情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（手続きの特例）

2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

## 補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

令和2年度において、 事業を下記のとおり実施したいので、  
補助金 円を交付願いたく令和2年度鉾石の道推進協議会補助金交付要綱  
第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手予定年月日 年 月 日

事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類



別 記

## 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

### 2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

様式第1号の2（第3条関係）

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあっては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 知事が、上記1、及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

## 補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

鉦石の道推進協議会長 印

年 月 日付け第 号で申請のあった令和2年度 事業  
補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定した  
ので通知します。

### 記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった  
事業とし、その内容は 事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のと  
おりとする。
- 補助事業者は、令和2年度鉦石の道推進協議会補助金交付要綱に従わなければならない。
- この事業は、令和3年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、次のとおりとする。

別記様式（第4条関係）

令和2年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった令和2年度  
事業補助金について、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 鉾石の道推進協議会補助金交付要綱第13条に基づく確定額<br>( 年 月 日付け第 号による額の確定通知書) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |

補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった令和2年度 事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく令和2年度鉾石の道推進協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業内容及び経費の区分

(別記：変更前を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。)

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった令和2年度 事業につ  
いて、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく令和2年度鉾石の道推進協議会補  
助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 年 月 日

中止予定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

補助金交付決定内容変更承認通知書

第 号  
年 月 日

（補助事業者名） 様

鉦石の道推進協議会長 印

年 月 日付け第 号で変更申請のあった令和2年度 事業補  
助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付け第 号の事業補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

（補助事業者名） 様

鉦石の道推進協議会長 印

年 月 日付け第 号で中止（廃止）申請のあった令和2年度  
事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

年 月 日付け第 号で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書  
に記載のとおり中止（廃止）する。



補助金変更交付申請書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和2年度 事業  
の内容を下記のとおり変更し、補助金 ( 円)  
円の交付を受けたいので、承認願

たく、令和2年度鉾石の道推進協議会補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

以下、補助金交付申請書の様式に準じる。

(注) 変更前を上段に ( ) 書き、変更後を下段に記入する。

## 補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

（補助事業者名） 様

鉦石の道推進協議会長 印

年 月 日付け第 号で変更申請のあった令和2年度 事業補助金  
については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

### 記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増（減）額決定額	円
- 補助金交付の条件等については、上記のほか 年 月 日付け第 号の令和2年度 事業補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

補助事業遂行困難状況報告書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和2年度 事業に  
ついては、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、令和2年度鉾石の道推進協議会補  
助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書

第 号  
年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和2年度 事業  
を下記のとおり実施したので、令和2年度鉾石の道推進協議会補助金交付要綱第11条の規定  
によりその実績を報告します。

記

以下、補助金交付申請書の様式に準ずる。

(注) 申請内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

別 記

## 収 支 決 算 書

### 1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
計	( )	

### 2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

2 補助金は、見込み額を記入する。

補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

（補助事業者名） 様

鉦石の道推進協議会長 印

令和2年度 事業補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知  
します。

記

1 確定額 金 円

補助金請求書

金 円也

ただし、令和2年度

事業補助金

補助金交付決定額	円（概算払のとき）
補助金確定額	円（精算払のとき）
既受領額	円
今回請求額	円

〈根拠〉 補助金交付決定通知	第	号	(概算払のとき)
	年	月 日	
補助金交付決定変更通知	第	号	( " )
	年	月 日	
補助金確定通知	第	号	(精算払のとき)
	年	月 日	

上記のとおり、補助金を精算（概算）払いによって交付されたく、令和2年度鉾石の道推進協議会補助金交付要綱第14条第1項（第2項）の規定により請求します。

年 月 日

鉾石の道推進協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

(添付書類)

様式第13号 (第15条関係)

## 補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

鉾石の道推進協議会長 印

年 月 日付け第 号で申請のあった令和2年度 事業  
補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

(取消しの理由)